令和３年度 長野県農産物等輸出事業者協議会活動 スケジュール（案）

【別添資料　第２号議案関連】

令和3年3月19日現在

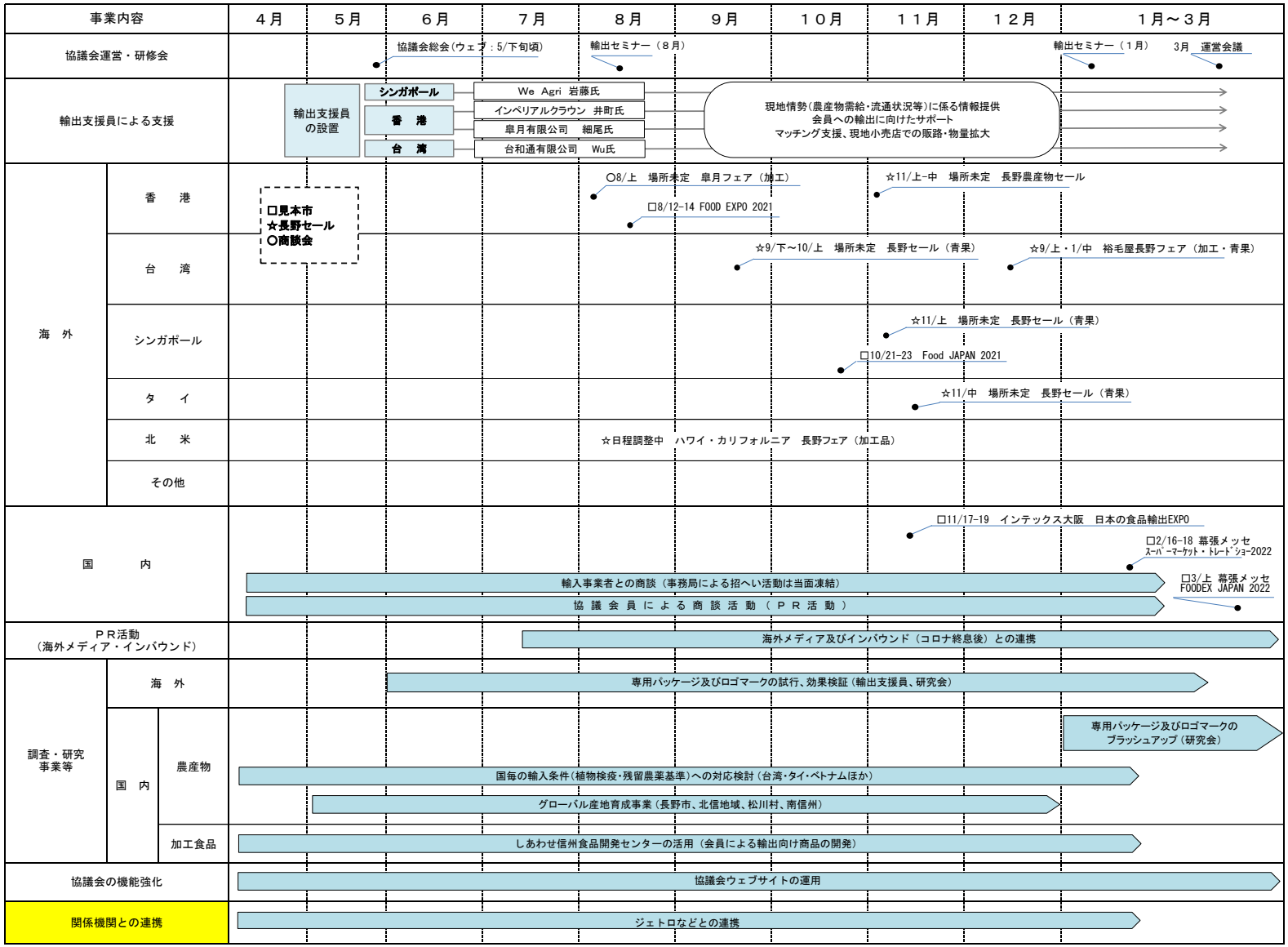

※R3年度における長野県農産物等輸出事業者協議会活動のうち、次の事業については新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を踏まえながら判断する。

・事務局による輸入事業者の招へい活動・商談会
・事務局による海外市場調査

【別添資料　第２号議案関連】

令和３年度「輸出支援員」の設置について（案）

長野県農産物等輸出事業者協議会

１　目　的

県産農産物の輸出拡大重点国であるシンガポール・香港及び台湾での更なる輸出拡大を図るため、協議会員の輸出に向けたサポートや、現地小売店等での販路拡大を行うほか、取引に向けた個別マッチングサポートを行い、継続的・安定的な輸出拡大を目指す。

２　設置時期

○令和３年４月　～　令和４年３月（予定）
○協議会と業務委託契約を締結

３　設置する輸出支援員数

○４名（シンガポール１名、香港２名、台湾１名）
○令和３年度事業から新たに台湾に支援員を設置

４　主な業務（委託内容）

シンガポール・香港及び台湾へ新たに輸出したい会員や、既に輸出をしているが更に物量を拡大したい会員の商談支援、県産農産物の販路拡大に向けた小売店等との商談、セールの企画・運営等を含む以下の業務

○現地情勢（農産物需給、流通状況等）に係る情報提供
○販路拡大に向けた現地バイヤー・小売店等との交渉
○協議会員の商談及び商談成立後のサポート
○協議会員が自ら行うプロモーション等の企画運営支援
○輸出を検討している会員への現地ニーズ、輸出実務手続き等のアドバイス
○その他輸出の拡大に必要な業務

５　輸出支援員の概要

◆シンガポール

株式会社 We Agri　代表取締役　岩藤（いわとう）健二（けんじ）　氏

（概要）
○所在地：東京都中央区銀座
○現地中間～富裕層向け最大手スーパー「Cold Storage」等と取引がある
○シンガポール消費者向け EC サイト「Tokyo Fresh Direct」を開設
○H27 年度から輸出支援員を依頼

◆香　港

インペリアルクラウン株式会社　代表取締役　井町（いまち）篤哉（あつや）　氏

（概要）
○所在地：福岡県福岡市中央区今泉
○香港の大手食品バイヤー「味珍味」との太いパイプを持つ
○H29年度から輸出支援員を依頼

◆香　港

皐月有限公司　代表　細尾洋介（ほそおようすけ）　氏

（概要）

○所在地：香港柴灣永泰道

○加工食品やコメを中心に取扱い、APITA 香港等の小売店の他、日本食レストランと取引がある

○H30 年度から輸出支援員を依頼

◆台　湾（新規）

台和通有限公司　代表　呉 意雯（Wendy　Wu）　氏

（概要）

○所在地：台湾台北市

○台北市を主な商圏とし、青果物等を中心に微風広場、三越等の高級百貨店と取引がある

○これまで継続的に台湾での長野セールの開催を実施してきたほか、ＪＥＴＲＯ等のコーディネーターを務めるなど輸出サポートに関する実績を有する

◇　台湾への輸出支援員の設置理由

・台湾向けの県産農産物の輸出については、近年はやや停滞している状況であり、輸出拡大を推進するためには、現在の商流を維持・拡大のほか、台湾での需要を深掘りが必要である。

・また、新型コロナウイルス感染症拡大により、家庭食需要の増加や、富裕層中心に日本へ渡航できない方々の日本食ブームの広がりなど、需要の変化等を的確に把握する必要がある。

・以上のことから、協議会員に対し台湾における需要動向を適時・的確にアドバイスできる「輸出支援員」を設置する。

助成金申請手続きの流れ【海外渡航費・プロモーション活動費編】

出発
1か月前
まで

ステップ 1

様式第1号 にて申請してください
※ 見積書等の添付が必要です

様式第3号 にて事務局より助成対象の決定を通知します

帰国後
1か月
まで

ステップ 2

様式第4号（+別紙様式1）にて
事業の報告及び助成金を請求してください

※ 領収書・搭乗券の半券等の添付が必要です

様式第6号 にて事務局より助成金の額の確定を
通知した後、助成金を振込みます

※国内交通費は助成対象外です。
※プロモーション活動費について、申請対象になるか不明な場合は事務局までご相談ください。

助成金申請手続きの流れ【タイ向け規制対策費（残留農薬）編】

事業実施
1か月前
まで

ステップ
1
事業計画

様式第2号 にて申請してください
※ 見積書等の添付が必要です

様式第3号 にて事務局より助成対象の決定を通知します

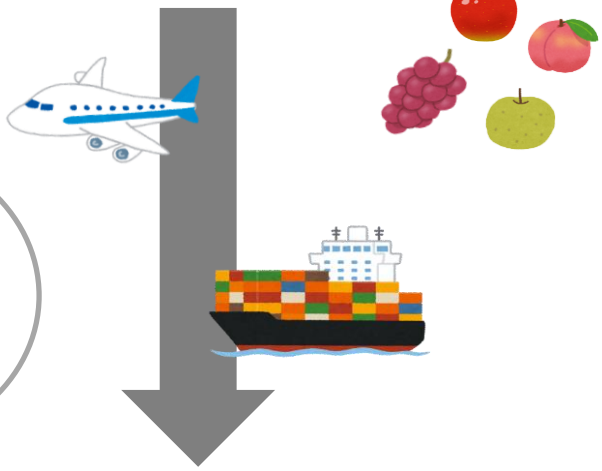

年度内における
対象農産物等の
輸出終了後
or
年度末まで

ステップ
2
事業完了報告

様式第5号（+別紙様式2）にて
事業の実績報告及び助成金を請求してください

※ 分析証明書と請求書等の添付が必要です

様式第6号 にて事務局より助成金の額の確定を
通知した後、助成金を振込みます

※当該年度内に輸出の見込みがない場合、また、輸出を実施しなかった場合は助成の対象外となります。ご注意ください。

海外販路開拓活動費助成事業実施要領（案）

長野県農産物等輸出事業者協議会
制定　平成30年６月１日30長輸協第７号
一部改訂　令和３年　月　日３長輸協第　号

１　趣旨

長野県農産物等輸出事業者協議会会員（以下、「協議会員」という。）が行う農産物等の輸出について、継続的で安定した商業ベースでの取引に繋げることを目的に、海外での見本市やフェア等への出展、協議会員が海外で独自に行う販路開拓活動及び輸出規制への対応に対し必要な経費の助成を行う。

２　事業内容等

（１）助成の対象となる事業とその経費は次のとおりとする。

①海外渡航費助成事業

海外での見本市、フェア、商談会及び市場調査のための渡航に要する経費。

②海外プロモーション活動助成事業

協議会員自らが海外で行う見本市、フェア、商談会、海外向けEC サイト等のプロモーション活動に要する経費。

③青果物等の輸出を目的とした残留農薬検査分析の実施に要する経費。

（２）長野県農産物等輸出事業者協議会長（以下、「会長」という。）は、協議会員に対し、（１)の事業に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。

（３）助成額の基準は、別表のとおりとする。

３　助成金の申請手続き等

（１）２（１）に定める助成のうち、①または②を希望する協議会員は、様式第１号を渡航１箇月前までに、長野県農産物等輸出事業者協議会事務局（以下、「事務局」という。）あて提出するものとする。

（２）２（１）に定める助成のうち、③を希望する協議会員は、様式第２号を助成の対象となる事業の実施１箇月前までに事務局あて提出するものとする。

（３）事務局は、協議会員から提出された様式第１号並びに様式第２号について、申請内容や当該年度の予算額、また、会員相互の公平性等から助成の可否を審査し、その結果を様式第３号により申請者あて通知するものとする。

（４）（２）及び（３）において、助成の対象として決定を受けた者でなければ、本事業の助成の対象としないものとする。

４　実績報告

（１）２（１）に定める助成のうち、①または②の事業を実施した協議会員は、帰国後１箇月以内に、様式第４号に別紙様式１を添えて事務局へ提出するものとする。

（２）２（１）に定める助成のうち、③の事業を実施した協議会員は、事業対象となった農産物等

の当該年度の輸出が終了した後又は３月末までのいづれか早い日に様式第５号に別紙様式２を添えてを事務局へ提出するものとする。

（３）事務局は、提出された書類を審査し、様式第６号により当該協議会員へ助成金の確定額を通知するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

【別表】

事業名 （助成金）	対象経費	助成額	備　　考
海外渡航費助成事業 （渡航費助成金）	旅費、宿泊費	○渡航費総額の 1/2 以内 但し、助成額の 上限は８万円 とする。	○助成回数 原則年度内１回とする。 但し、要望や予算の状況により、２回目も対象とする場合もある。 その際の助成額は、別途定めるものとする。 ○１回当たりの助成人数 １事業者あたり１名を限度とする。
海外プロモーション 活動支援事業 （活動費助成金）	プロモーション経費 （出展料、装飾料、マネキン代、輸送費、海外向けECサイト等）	○対象経費総額の 1/2 以内 但し、助成額の 上限は５万円 とする。	○助成回数 年度内１回とする。 ○渡航費助成及び規制対策費助成との併用は可能とする。
衛生管理等認証取得 支援事業 （規制対策費助成金）	タイ向け青果物残留農薬分析経費	○対象経費総額の 1/2 以内 但し、助成額の 上限は７万円 とする。	○助成回数 年度内１施設１回とする。 但し、当該年度に輸出の見込みがない場合、また、輸出を実施しなかった場合は助成の対象外とする。 ○渡航費助成及び活動費助成との併用は可能とる。

（様式第１号）

海外販路開拓活動費助成事業助成金交付申請書

（渡航費助成金・活動費助成金）

年　　月　　日

長野県農産物等輸出事業者協議会長　　様

（協議会員）
住　所
会員名
代表者

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、経費の一部を助成してください。

記

<table>
<tr><td>事業実施期間</td><td>年　　月　　日 ～　　年　　月　　日【　　日間】</td></tr>
<tr><td>活動計画
（・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝの概要
・商談日及び概要
・商談先　　等）</td><td></td></tr>
<tr><td>渡航等経費及び助成金申請額

※表をﾀﾞﾌﾞﾙｸﾘｯｸすると表計算ｿﾌﾄが起動し、経費を入力すると申請額が自動計算されます。</td><td>渡航等経費
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">渡航費</td><td>旅　　費</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>宿 泊 費</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>活動費</td><td>ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ費</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>0 円</td><td></td></tr>
</table>
助成金申請金額
<table>
<tr><th></th><th>助成金額</th><th>上限額等</th></tr>
<tr><td>渡航費助成金</td><td>0 円</td><td>※1/2以内（上限８万円）</td></tr>
<tr><td>活動費助成金</td><td>0 円</td><td>※1/2以内（上限５万円）</td></tr>
<tr><td>助成金計</td><td>0 円</td><td></td></tr>
</table>
※経費の見積書等を添付すること</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td></td></tr>
</table>

【別添資料　第２号議案関連】

（様式第２号）

海外販路開拓活動費助成事業助成金交付申請書
（規制対策費助成金）

年　　月　　日

長野県農産物等輸出事業者協議会長　　様

（協議会員）
住　所
会員名
代表者

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、経費の一部を助成してください。

記

<table>
<tr><td>実施計画

対象となる
・施設名及び所在地
・品目
・生産地（住所、生産者、事業者等）等</td><td></td></tr>
<tr><td>助成金申請額

※表をﾀﾞﾌﾞﾙｸﾘｯｸすると表計算ｿﾌﾄが起動し、経費を入力すると申請額が自動計算されます。</td><td>品目別経費
<table><tr><th>区　分</th><th>品　　目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="4">規制対策費</td><td></td><td>円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>0 円</td><td></td></tr></table>
助成金申請金額
<table><tr><th></th><th>助成金額</th><th>上限額等</th></tr><tr><td>規制対策費助成金</td><td>0 円</td><td>※1/2以内（上限７万円）</td></tr><tr><td>助成金計</td><td>0 円</td><td></td></tr></table>
※経費の見積書等を添付すること</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td></td></tr>
</table>

【別添資料　第２号議案関連】

（様式第３号）

長輸協第　　号
年（　　年）月　　日

（事業実施会員名）　　様

長野県農産物等輸出事業者協議会長

年度海外販路開拓活動支援事業助成金の助成対象の決定について（通知）

年　　月　　日付けで申請のありました標記事業助成金につきまして、下記のとおり助成の対象とすることに決定しました。

なお、海外販路開拓等助成事業実施要領（以下、「実施要領」という。）の４に基づき、事業実施後に実績報告書を提出願います。

記

１　助成交付予定額　　渡航費助成金　　円
活動費助成金　　円
規制対策費助成金　　円

２　留意事項

（１）助成金額は、事業実施要領２(3)の別表に基づき支出します。
そのため、上記１に示した助成金額は、あくまで**交付予定額**です。
実績報告において、渡航費、活動費及び規制対策費に変動があった場合は、変更する場合がありますので御留意ください。

（２）渡航費助成金の交付を受けようとする場合は、実績報告時に搭乗券の半券等搭乗したことを証明する書類や領収書等支払いを証明する書類の添付が必要になります。破棄、紛失等しないよう御注意ください。

長野県農産物等輸出事業者協議会 事務局
(長野県農政部農業政策課農産物ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ室)
事務局長：　　担当者：
TEL：026-235-7216　FAX：026-235-7393
E-mail　nagano.export.2014@gmail.com

（様式第４号）

海外販路開拓活動支援事業実績報告書（兼助成金交付請求書）

年　　月　　日

長野県農産物等輸出事業者協議会長　　様

（協議会員）
住　所
会員名
代表者

年度において、標記事業を下記のとおり実施しました。

記

<table>
<tr><td>事業実施期間</td><td>年　　月　　日 ～　　年　　月　　日【　　日間】</td></tr>
<tr><td>活動実績
（・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝの概要
・商談日及び概要
・商談先　等）</td><td>※別紙様式１「海外における商談等の渡航後の営業活動報告書」を添付すること。</td></tr>
<tr><td>経費及び請求額

※表をﾀﾞﾌﾞﾙｸﾘｯｸすると表計算ｿﾌﾄが起動し、経費を入力すると申請額が自動計算されます。</td><td>渡航経費（実績）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">渡航費</td><td>旅　　費</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>宿 泊 費</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>活動費</td><td>ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ費</td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>円</td><td></td></tr>
</table>
請求額金額
<table>
<tr><th></th><th>助成金額</th><th>上限額等</th></tr>
<tr><td>渡航費助成金</td><td>0 円</td><td>※1/2以内（上限８万円）</td></tr>
<tr><td>活動費助成金</td><td>0 円</td><td>※1/2以内（上限５万円）</td></tr>
<tr><td>助成金計</td><td>0 円</td><td></td></tr>
</table>
※搭乗券の半券、請求書及び領収書（支払い内容がわかる書類）等を添付すること。</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td>【振込先】
<table>
<tr><td>金融機関・支店名</td><td></td></tr>
<tr><td>預金種目</td><td>普通　・　当座</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td></td></tr>
<tr><td>（ふりがな）
口座名義</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（様式第５号）

海外販路開拓活動支援事業実績報告書（兼助成金交付請求書）
（規制対策費助成金）

年　　月　　日

長野県農産物等輸出事業者協議会長　　様

（協議会員）
住　所
会員名
代表者

年度において、標記事業を下記のとおり実施しました。

記

実施実績

※分析結果報告及び分析に係る請求書の写しを添付すること。

経費及び請求額

※表をﾀﾞﾌﾞﾙｸﾘｯｸすると表計算ｿﾌﾄが起動し、経費を入力すると申請額が自動計算されます。

品目別経費（実績）

区分	品目	金額	備考
規制対策費		円	
		円	
		円	
		円	
合計		円	

請求額金額

	助成金額	上限額等
規制対策費助成金	0 円	※1/2以内（上限７万円）
助成金計	0 円	

※分析結果報告及び分析に係る請求書の写しを添付すること。

備　　考

【振込先】

金融機関・支店名	
預金種目	普通　・　当座
口座番号	
（ふりがな） 口座名義	

【別添資料　第２号議案関連】

（様式第６号）

長輸協第　　号
年　　月　　日

（事業実施会員名）　　様

長野県農産物等輸出事業者協議会長

年度海外販路開拓等助成事業助成金の確定について（通知）

年　　月　　日付で実績報告書の提出がありました標記事業助成金につきまして、下記のとおり確定します。
なお、助成金は指定の口座に支払いますので、確認を願います。

記

（１）助成金確定額　　渡航費助成金　　円
活動費助成金　　円
規制対策費助成金　　円

（２）振込予定日　　年　　月　　日

長野県農産物等輸出事業者協議会 事務局
(長野県農政部農業政策課農産物ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ室)
事務局長：　　担当者：
TEL：026-235-7216　FAX：026-235-7393
E-mail　nagano.export.2014@gmail.com

（別紙様式１）

海外における商談等の渡航後の営業活動報告書

取引成立（または取引拡大）に向け以下のとおり商談等営業活動を実施しました。

営業先国・地域 （いずれかに〇）	香港　台湾　シンガポール　タイ　マレーシア　ベトナム　その他 （　　）
会　員　名	
品　　目	
渡　航　者	※渡航を伴う活動を行った場合は記載
商談会・ ＥＣサイト名等	
商談または プロモーション 相手企業	（担当者　　）
現地営業 実施日程	年　月　日　～　年　月　日
営業活動概要 ※EC サイトを活用した営業を含む	
課　　題	
今後の方向性	

（別紙様式２）

年タイ向け青果物等の輸出実績報告書

衛生管理等認証取得支援事業を活用し、タイ向け青果物等の輸出を実施しました。

品　目	前年度輸出量（ｔ）	本年度輸出量（ｔ）	次年度目標輸出量（ｔ）

長野県農産物等輸出事業者協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、長野県農産物等輸出事業者協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、農産物や加工食品の海外での販路開拓に取組み、長野県の独自性の高い農産物等の輸出拡大を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条に掲げる目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）海外におけるマーケティング調査、商談会及び県産農産物等のＰＲに関する事業

（２）テスト輸出の企画・調整に関する事業

（３）植物検疫対策に関する事業

（４）その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第４条　協議会の会員は、目的に賛同し輸出事業に取組む法人、個人及び団体（以下「事業者会員」という。）並びに県及び目的に賛同する市町村・団体等（以下「特別支援会員」という。）をもって構成する。

２　協議会に加入しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

３　協議会を退会しようとする会員は、書面をもって会長に申し出て退会することができる。

（負担金）

第５条　会員が納入すべき負担金の年額は、次の各号に定める額とする。

（１）事業者会員　　50,000 円

（２）特別支援会員　　40,000 円　（長野県は別に定める額）

２　会員は、協議会からの請求に基づき、指定の期日までに負担金を納入しなければならない。

３　退会者は、既に納付した負担金の返還を請求することはできない。

（役員）

第６条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　３名以内

（３）監事　　２名

２　会長は、会員の互選によって選出し、副会長及び監事は、会員の中から会長が任命する。

３　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（職務）

第７条　会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

３　監事は、協議会の経理を監査する。

（会議）
第８条　協議会の会議は、総会及び運営会議とする。

（総会）
第９条　総会は、会長が招集し、その議長となる。
２　総会においては、次の事項について審議する。
（１）事業計画及び予算、決算に関すること
（２）規約の改廃に関すること
（３）役員の選任に関すること
（４）協議会の解散に関すること
（５）その他、会長が必要と認める事項
３　総会は年１回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。
４　総会は出席者の過半数で議事を決する。

（運営会議）
第 10 条　運営会議は、会員で構成し、事業の企画立案及び事業を円滑に実施するための調整を行う。
２　運営会議は、事務局長が招集し、その議長となる。

（アドバイザー）
第 11 条　協議会にアドバイザーを置くことができる。
２　アドバイザーは、会長が委嘱する。
３　アドバイザーは、総会及び運営会議において意見を述べることができる。

（会計）
第 12 条　協議会が実施する第３条各号に掲げる事業に係る経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
２　協議会の会計年度は、４月１日から、翌年３月 31 日までとする。

（事務局）
第 13 条　協議会の事務を処理するため、長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室に事務局を置く。
２　事務局に事務局長及び事務局員を置く。
３　事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（補則）
第 14 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この規約は、平成 26 年２月３日（議決日）から施行する。
２　設立当初の会計年度は、第 12 条第２項の規定にかかわらず、平成 26 年２月３日（議決日）から平成 27 年３月 31 日までとする。
３　この規約は、平成 27 年６月９日から施行する。

長野県農産物等輸出事業者協議会役員（令和３年度）名簿

役　職	所属・役職	氏　　名
会　長	長野県連合青果 株式会社 会長	堀　雄一
副会長	全国農業協同組合連合会 長野県本部　本部長	嶌田　武司
副会長	風土 Link 株式会社 代表取締役社長	笹平　達也
副会長	長野県農政部　部長	小林　安男
監　事	株式会社 長印　代表取締役社長	倉﨑　浩
監　事	飯綱町　町長	峯村　勝盛